

食費の最低負担額の軽減措置（社会福祉法人減免）について

平成 18 年 3 月 1 日
障害保健福祉部

詳細は、社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額等減免制度事業実施要綱（案）を参照。

3月2日生活保護担当係長会議においても、当事業について説明される予定。

（１）目的

障害者自立支援法の施行に伴う食費等の実費負担を行うことにより、生活保護の対象となることを防止するため、社会福祉法人等が食費等実費負担額を減免した場合に、公費助成の対象とする。

（２）開始時期

18年4月～

（３）公費助成対象者

生活保護への移行予防措置により、定率負担を0円とし、補足給付を3万6千円まで給付しても、生活保護の対象となるが、食費等の実費負担をしなければ、生活保護の対象でなくなる者

（食費等実費負担の有無にかかわらず、生活保護である者については、公費助成は実施しない。）

自立支援法の施行に伴う食費負担をすることにより、生活保護の対象とならないようにする。

（４）公費助成額

減免額が、当該施設で取るべき実費負担額（補足給付支給後）の5%以内まで2分の1，5%を超える額については、4分の3

定率負担とは別途計算する。